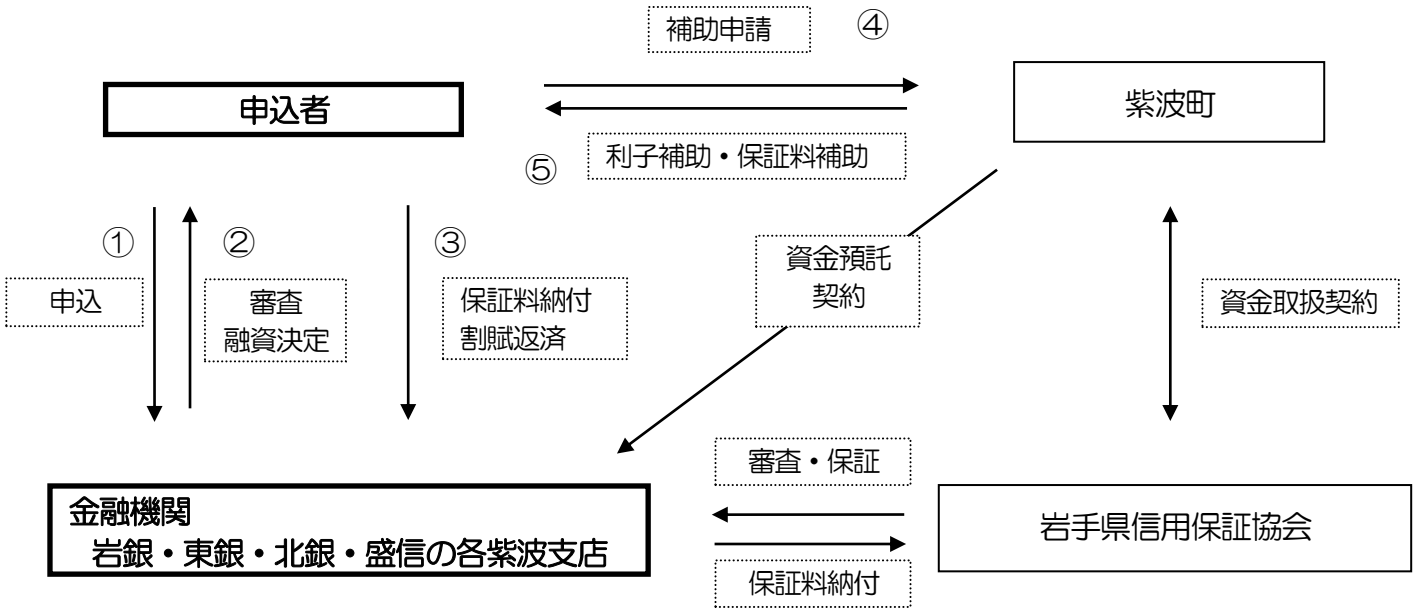
「紫波町中小企業振興資金融資制度」のご案内

令和８年 10 月

紫波町中小企業振興資金融資制度は、町内の中小企業の振興育成を図ることを目的として、中小企業者に事業資金の融資を行う制度です。

【融資制度の仕組み】　※①～⑤は手続き等の順番です。



【融資制度の概要】

●資金の種類及び貸付限度額

- 小口資金　　…１，２５０万円以内
- 中口資金　　…２，５００万円以内
- 経営安定資金　…２，５００万円以内
- 開業資金　　…１，２５０万円以内

※各資金を併用した場合は、別枠で融資限度額があります。

●資金の用途及び貸付期間

- 運転資金　　…　７年以内
- 設備資金　　…１０年以内
- 経営安定資金　…１０年以内

●貸付利率及び償還方法

- 貸付期間　３年以内　　…年 3.45%
- 貸付期間　３年超１０年以内　…年 3.65%

※原則として割賦返済です。

※経営安定関連保証（セーフティネット保証）又は特別小口保証を適用する場合は、貸付期間３年以内　年 3.25%、３年超１０年以内　年 3.45%となります。

●貸付対象者

紫波町内の中小企業者の方で、次の条件を満たしている事業者が対象です。

- 町内において、原則として１年以上引続き同一事業を営む者であること。（開業資金の場合は不要）
- 納期の到来した町税を完納している者であること。
- 岩手県信用保証協会の保証対象業種を営む者であること。

※なお、経営安定資金利用の場合は、上記の条件の他に経営状況に関する要件もあります。

裏面もご覧ください→

【融資制度の概要】

●連帯保証人　　取扱金融機関の定めるところによります。
●信用保証料　　岩手県信用保証協会の信用保証が必要となります。
　　保証料率は、年 0.45%～1.70%です。

（注意）申し込みに際しては、金融機関及び岩手県信用保証協会による金融審査があります。

【お申込先】

◎岩手銀行紫波支店
　〒028-3305　紫波町日詰字郡山駅 211　　電話： 019-672-2131
◎東北銀行紫波支店
　〒028-3305　紫波町日詰字郡山駅 55-2　電話： 019-672-3351
◎北日本銀行紫波支店
　〒028-3305　紫波町日詰字郡山駅 47-2　電話： 019-672-2145
◎盛岡信用金庫紫波支店
　〒028-3305　紫波町日詰字郡山駅 236-1　電話： 019-676-2141

【町の助成制度】

町では、利子及び保証料の補助を行い、中小企業者の負担軽減を行っています。

利子及び保証料の補助対象者には、年間利子等の支払額の確定後（毎年２月）、町から申請のご案内をいたします。

●利子補助　… 年 1.95%を超える利子を補助します。（残高の 2.0%が上限）
●保証料補助 … 保証料の２分の１以内の額を補助します。

※保証料補助は、新たに融資を受けた年に支払った保証料のみが対象となります。年を超えて分割納付する場合等、新たに融資を受けた年以外の支払分は対象となりませんのでご注意ください。

【問合せ先】

紫波町　産業部　商工観光課

TEL　０１９－６７２－２１１１(内線 2212、2213)

FAX　０１９－６７２－２３１１